

令和5年
(2023年)

2

そうごう 総合センターだより



かわにし そうごう かわにしりん ぼ かん かわにし じ どう かん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

かわにし ひ だか ちやう ばん ごう
川西市日高町1番2号 ☎072(758)8398 Fax 072(758)2132



いま のこ びようかんじゃ
今なお残る、ハンセン病患者や

もとかんじゃ かぞく へんけん さべつ
元患者、家族への偏見や差別、

げんじつ りかい たいせつ
おかれている現実の理解が大切



いま しゃかい のこ かんじゃ もとかんじゃ かぞく へんけん さべつ 今なお社会に残る、患者や元患者、家族への偏見や差別

びようかんじゃ もとかんじゃ かぞく たい へんけん さべつ いま しゃかい ねぶか のこ
ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残って
います。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・
元患者やその家族がおかれている現実を理解することが必要です。

ねん みと くに せきん もと ただ ちしき りかい 2001年になって認められた国の責任。求められる正しい知識と理解

びよう は、「らい 菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい 菌」の感染力は弱く、非常
に伝染しにくい病気です。感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立
し、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。国の隔離
政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族
は、社会からいわれのない差別や偏見の対象となってきました。

2001年に、ハンセン病政策の転換が遅れたことに対して国の責任を認める判決が出、2008年
6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、ハンセン病の正しい知識の普
及啓発が行われてきました。

2019年6月には、患者・元患者の家族への偏見や差別の被害等に対する国の責任が認められ
る判決が出て、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことが認められ、
家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇
を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

そうごう
総合センターだよりは、読みやすいフォント「UD(ユニバーサルデザイン)デジタル教科書体」を使用しています。